

予算書・決算書の見直しについて

1. 見直しの背景

予算書・決算書に関しては、これまで①表示科目が政策の内容と必ずしも結びついておらず、政策に対応した予算額が分かりにくい、②政策評価と予算の項目が対応していないため、事後の評価になじみにくい、という指摘がなされてきた。

(例)現行の厚生労働省予算において、「感染症対策」のための予算はどの項に計上されているか直ちには分からず。(実際は「保健衛生諸費」の一部、「科学研究費」の一部及び「厚生労働本省」の一部に分かれて計上。)

これに対し、2004年以降の「基本方針」や財政制度等審議会の報告等において「政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算とその成果を評価できるようにする仕組みについて予算書・決算書の見直しを行う」との方針が示され、鋭意検討作業を行ってきたところ。

(参考)経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)

「また、政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるようにする仕組みについて、引き続き予算書・決算書の見直しを行い、平成20年度予算を目途に実施する。」

2. 見直しの目的

今回の見直しにおいて政策ごとの予算・決算を示すことによって、①予算書等が国民の目に分かりやすくなり、また、②政策ごとに予算・決算とその成果が比較対照可能になり、事後的な評価が行いやすくなる。

⇒ その結果、予算の透明性の向上が図られるとともに、PDCAサイクルがより機能し、予算の一層の効率化が可能となる。

3. 見直しの内容

- 一般会計及び特別会計の予算書につき、表示科目の単位(項・事項)と各府省の政策評価体系上の政策とを原則として対応させるべく、各府省予算の表示科目の見直しを行う。

(注)例えば、上記の感染症対策の例については、見直し後の厚生労働省の予算書においては「感染症対策費」を項として設け、感染症対策のための予算を一括して計上する方向で検討中。

- 予算の表示科目のみならず、政策体系も必要に応じ修正。
 - 多くの場合一括計上されている事務経費も極力政策に対応させ、各々の政策コストを明確にする。
 - 他方、透明性の向上等の観点から、特別会計への繰入れや独立行政法人への運営費交付金等については、1つの政策の中でも別途「項」を建て、会計処理を明らかにする。
(具体例については別添1・2参照。)
- 決算書に関しても、予算書に合わせた表示科目の見直しを行うとともに、従来は予算書のみに掲記していた事項別等の金額を決算書にも掲記し、予算と決算を対応させる。(別添3参照)
⇒ 以上により、予算書等が分かりやすくなるとともに、予算・決算・政策評価(成果)の対比が可能になる。

(注)なお、国全体の財政状況の一覧性を確保するため、歳入歳出予算の総計及び純計について所管及び主要な経費の別に区分した書類を作成することとしている。

4. 今後のスケジュール

- 引き続き個別の政策と予算との対応の検証を行い、平成20年度予算の概算要求において各府省が予算の表示科目の見直しを行った上で要求。
- その後、予算編成作業を行い、次期通常国会に新たな表示科目による平成20年度予算書を提出。

<参考1>

○ 財政制度等審議会

平成20年度予算編成の基本的考え方について(平成19年6月6日)

I 財政運営のあり方

2. 歳出改革に向けた基本的考え方

(4)PDCAサイクルの機能強化

さらに、予算書、決算書について、財政の透明性の向上を図るとともに、PDCAサイクルをより機能させ、予算の一層の効率化を図る観点から、その表示科目と政策評価における政策とを原則として対応させることにより、予算・決算と政策評価の連携強化を更に進める方向で見直しを行い、平成20年度予算から実施すべきである。

○ 経済財政諮問会議

経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)

第3章 21世紀型行財政システムの構築

3. 予算制度改革

(5)予算書・決算書の見直し

政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と政策評価の単位とを対応させる等の見直しを行い、平成20年度予算から実施する。

<参考2>関係法令等

財政法

第23条 歳入歳出予算は、その収入又は支出に関する部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、更に歳入にあっては、その性質に従って部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分し、歳出にあっては、その目的に従って項に区分しなければならない。

第31条 予算が成立したときには、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為を配賦する。

2 前項の規定により歳入歳出予算及び継続費を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない。

予算決算及び会計令

第11条 財政法第20条第2項の規定による予定経費要求書は、部局等のうちにおいては、これを事項別に区分し経費要求の説明、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日 中央省庁等改革推進本部決定)

Ⅲ 独立行政法人制度関連

21. 財源措置

(3) 運営費交付金

ア 独立行政法人の事業の運営のため、国は運営費交付金を交付する。

イ 運営費交付金はいわば「渡し切りの交付金」として措置する。国の予算においては、独立行政法人ごとに、例えば一項一目を立て、使途の内訳は特定しない。

(4) 施設費等

ア 独立行政法人の施設費等に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

第三節 特別会計改革

(法制上の措置等)

第19条 政府は、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後1年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、政府は、国全体の財政状況の一覧性を確保するため、特別会計歳入歳出予算の総計及び純計について所管及び主要な経費の別に区分した書類を参考資料として予算に添付する措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

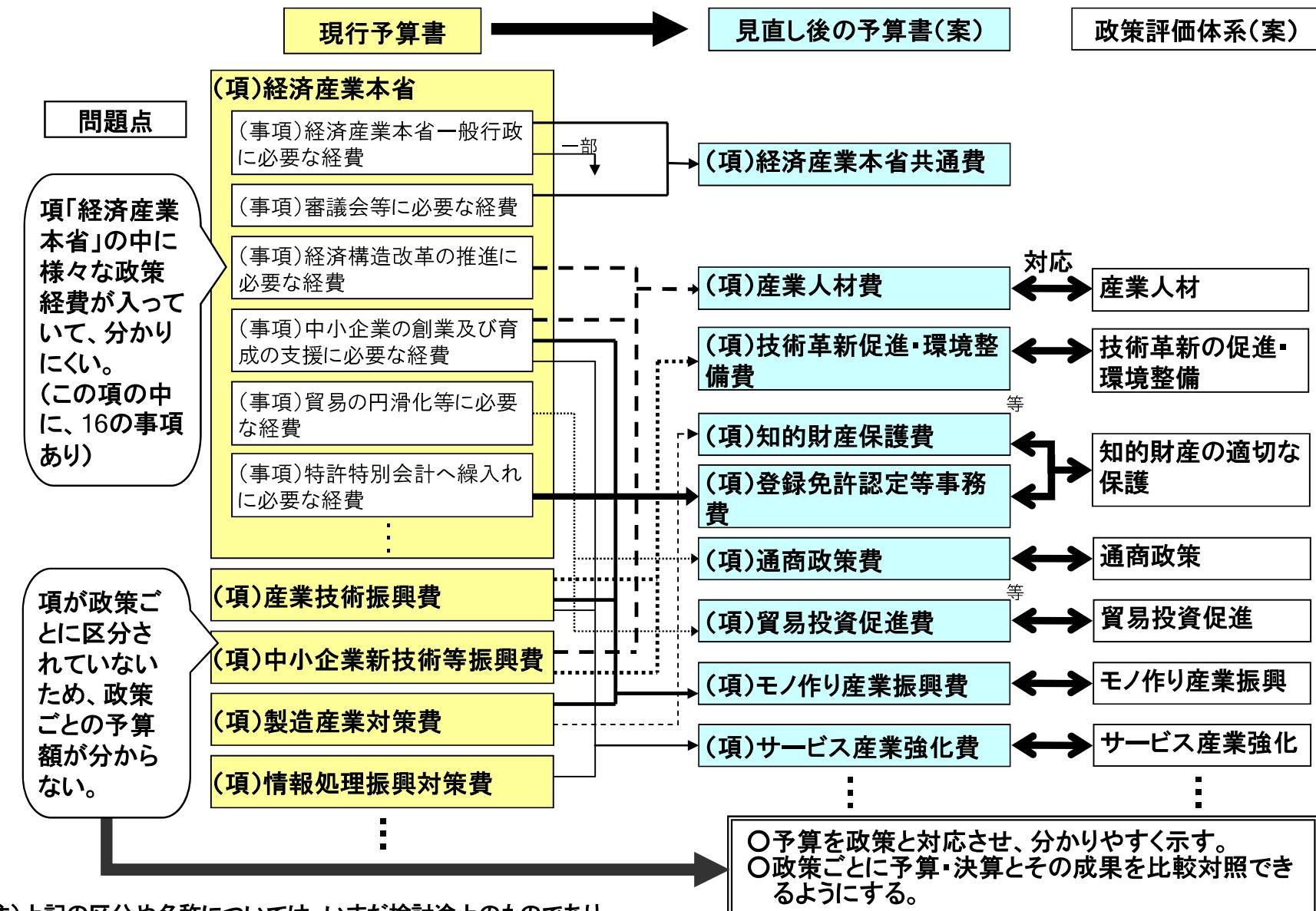
<参考3>過去の財政制度等審議会の報告等

区分	財政制度等審議会		基本方針
	法制・公会計部会	建議	
2007年度 (平成19年度)		平成20年度予算編成の基本的考え方について(平成19年6月6日) 【PDCAサイクルの機能強化】 さらに、予算書、決算書について、財政の透明性の向上を図るとともに、PDCAサイクルをより機能させ、予算の一層の効率化を図る観点から、その表示科目と政策評価における政策とを原則として対応させることにより、予算・決算と政策評価の連携強化をさらに進める方向で見直しを行い、平成20年度予算から実施すべきである。	経済財政改革の基本方針 2007(平成19年6月19日閣議決定) 【予算制度改革】 (5)予算書・決算書の見直し 政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるよう、予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と政策評価の単位とを対応させる等の見直しを行い、平成20年度予算から実施する。
2006年度 (平成18年度)		平成19年度予算の編成等に関する建議(平成18年11月22日) 【公会計情報の一層の充実・活用】 また、予算書、決算書については、その表示科目を政策評価における「施策」程度の括りと原則として一致させることにより、予算・決算と政策評価の連携強化を更に進めていく方向で見直しが行われているが、本年度中に検討・検証を終え、平成20年度予算を目途に実施すべきである。	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 (平成18年7月7日閣議決定) 【予算制度改革】 また、政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるようにする仕組みについて、引き続き予算書・決算書の見直しを行い、平成20年度予算を目指して実施する。
2005年度 (平成17年度)		平成18年度予算の編成等に関する建議(平成17年11月21日) 【公会計の活用】 また、予算書、決算書については、その表示科目を「施策」単位とすることによって政策評価と予算の連携強化をさらに進めていく方向で見直しが行われているが、平成18年度までに結論を得るべく、引き続き検討・検証を進めるべきである。	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 (平成17年6月21日閣議決定) 【予算制度改革】 政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるよう、予算書、決算書の見直しを行う。平成20年度予算を目指して完全実施することを目指し、平成18年度までに実務的検証を完了させる。
2004 (平成16年度)		平成17年度予算の編成等に関する建議(平成16年11月19日) 【公会計の充実】 また、予算の明確性の向上を図り、事後の評価を可能とする方向で、予算書、決算書の表示科目について、引き続き検討を進めるべきである。	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004 (平成16年6月4日閣議決定) 【予算制度改革の本格化】 政策毎に予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成18年度までに整備を進める。
2003年度 (平成15年度)	公会計に関する基本的な考え方(平成15年6月30日) (2)予算及び決算に関する諸論点 また、我が国の現行の予算書、決算書については、その表示科目が事業の内容とは必ずしも結びついておらず分かりにくい上、政策目的毎に区分されておらず、事後の評価になじみにくいという問題があり、現行のままでは、次に述べる財務報告についても透明性の高いものにはならないのが現状である。このため、公会計基本小委員会としては、 <u>予算の明確性の向上</u> を図り、事後の評価を可能とする方向で、予算書、決算書の表示科目について、政府部内で早急に検討を進めるべきであると考える。		

見直しのイメージ(経済産業省の例)

【暫定版】

別添1



(注)上記の区分や名称については、いまだ検討途上のものであり、今後の検討の過程で修正が行われる可能性がある。

○予算書の表示科目の見直し例

政策評価の政策	政策に対応する予算	
	見直し前の項	見直し後の項
厚生労働省 「感染症対策」	「保健衛生諸費」の一部 「科学研究費」の一部 「厚生労働本省」の一部 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> 事項「厚生労働本省一般行政に必要な経費」及び事項「厚生労働行政情報化推進に必要な経費」の一部 </div>	「感染症対策費」
農林水産省 「食の安全及び消費者の信頼の確保」	「総合食料対策費」の一部 「家畜伝染病予防費」	「食の安全・安心確保対策費」
経済産業省 「貿易投資促進」	「経済産業本省」の一部 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> 事項「国際分担金等の支払に必要な経費」、事項「貿易の円滑化等に必要な経費」及び事項「国際博覧会事業参加に必要な経費」の一部 </div>	「貿易投資促進費」
環境省 「地球環境の保全」	「公害防止等調査研究費」の一部 「環境本省」の一部 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> 事項「国際会議等に必要な経費」及び事項「地球環境保全対策に必要な経費」の一部 </div>	「地球環境保全費」

(注)上記の区分や名称については、いまだ検討途上のものであり、今後の検討の過程で修正が行われる可能性がある。

【予算書及び決算書について】

